

介護保険運営協議会	
第1回 (R5.8.17)	資料4-1

介護用品支給事業について

1 事業概要

在宅で介護する家族等の経済的負担を軽減するため、市民税非課税世帯で要介護4、5の方を介護する家族等を対象に、介護用品（紙オムツ、尿とりパッド等）を現物支給しています。平成13年度から事業を開始し、令和5年度は8月時点で、63名が支給を受けています。

利用人数等の推移

年度	利用人数	利用回数	支給額（円）
令和2年度	72	507	3,131,137
令和3年度	63	484	3,134,892
令和4年度	82	509	3,329,897

2 国、県（補助金）の動向

介護用品支給事業は、地域支援事業における任意事業の「家族介護支援事業」として、事業費のうち一部を国や県から補助（国から38.5%、県から19.25%）を受け、市の一般会計（19.25%）と第1号被保険者の保険料（23.0%）と合わせて実施しています。しかしながら、平成27年4月からの第6期介護保険事業計画において「原則として任意事業の対象外」とされ、事業の縮小または廃止に向けて検討するよう厚労省より通知がありました。その後、激変緩和措置として第8期介護保険事業計画期間（～令和5年度末）までは任意事業の対象として取り扱いされてきましたが、現時点で引き続きこの激変緩和措置が継続される見込みはありません。

3 今後の事業実施について

支給対象者や支給額は年々増加していることに加え、最期まで自宅で過ごしたいと考える高齢者は多く、そうした方々の希望を叶えるためにも、本事業の公益性は高いものと考えます。令和6年度以降、地域支援事業における任意事業ではなくなる見込みであるため、保健福祉事業（第1号被保険者の保険料のみを財源とする）へと転換し、あわせて支給対象要件のうち、要介護高齢者の要件を「要介護4又は5の認定を受けた者」から、「要介護3、4又は5の認定を受けた者」に拡充したうえで、事業を継続することについて検討を進めています。

参考数値

①要介護認定者数（令和5年5月数値）

第1号被保険者・・・要介護3	1,387名
要介護4	1,549名
要介護5	950名

②所得段階別第1号被保険者・・・全体のうち、第1～3段階（世帯非課税）は約32%

③対象者拡充の推計

	令和5年度	令和6年度
①と②を満たす人数	800名 ※1	1,300名 ※2
実際の受給者数	82名	—
受給率	約10%	15% ※3
受給者数（推計）	—	195名

※1 要介護4、5の合計人数の約32%

※2 要介護3～5の合計人数の約32%

※3 要介護3の人は、在宅の割合が増加すると見込む

④保険料への影響

- ・対象を要介護3まで拡充することで、受給者数は2.37倍（82名→195名）になる。
- ・令和6年度からは地域支援事業における任意事業ではなくなる見込みであり、保健福祉事業へと転換する。
⇒事業費見込みは10,710千円であり、被保険者（約73,000人）一人あたり年額約150円（月額約13円）の負担となる。